

議提第10号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日 提出

提出者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	岸昭二

北本市議会議長 滝瀬光一様

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書

2020年7月30日最高裁判所判決において、全地球測位システム（GPS）の機器を相手の車に無断に取り付けて居場所を把握するのは、ストーカー規制法の禁じる見張りに当たらないと、初判断を示しました。

しかし、実際には、2014年に元交際相手に射殺された群馬県館林市での事件など、GPSを悪用したストーカー事件による凶悪犯罪が起こっており、現行法で明記されている相手先の住居、勤務先、学校など通常所在する場所の近くでの見張りを禁ずるだけでは、危害を未然に防ぐのに不十分なのが現状です。

ストーカー行為は徐々にエスカレートしていくことが多く、早期での摘発が重要であります。

ストーカー規制法は、危害発生の防止を目的として制定されたにもかかわらず、もはや現行法では、技術の進歩に伴うストーカーの手段・方法の変化に対応できておりません。

よって、被害者が安心して暮らせるよう、より良い制度を実現するために、国会及び政府に対し、下記の通りストーカー規制法の早期の改正を強く求めます。

記

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項にあるストーカー行為の手段・方法を、直接観察することに加え、電子機器を使ったものも見張りに含めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣